

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	国民年金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

品川区長

公表日

平成29年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>「国民年金法」および「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」の規定に従い、特定個人情報を国民年金に関する以下の事務にて取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①第1号被保険者の資格取得および喪失②第1号被保険者の住所変更・氏名変更・死亡等の異動③任意加入被保険者の資格取得および喪失④任意加入被保険者の住所変更・氏名変更・死亡等の異動⑤第1号被保険者・任意加入被保険者の付加保険料申請および取消⑥保険料納付の法定免除の該当および不該当⑦保険料全額免除の申請および取消⑧保険料一部免除の申請および取消⑨保険料若年者納付猶予の申請および取消⑩学生等の保険料納付の特例申請および取消⑪老齢基礎年金の裁定請求⑫障害基礎年金の裁定請求⑬遺族基礎年金の裁定請求⑭寡婦年金の裁定請求⑮死亡一時金・未支給年金の裁定請求⑯老齢福祉年金の裁定請求⑰特別障害給付金の裁定請求 <p>上記の届出書類は受付後、日本年金機構へ回付する。</p>
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第1 項番31 および 国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	品川区国保医療年金課
②所属長	三ッ橋 悦子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区 健康推進部 国保医療年金課 国民年金係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7.と同じ

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

